

## **第4部 計画の推進体制**

# 第1章 推進基盤の整備

## 第1節 地域との連携

障害のある人に対する施策を推進していくためには、地域住民をはじめ、サービス提供事業者、ボランティア・NPO、民間企業、関係機関等との連携・協働が重要となります。そのため、「健康と福祉のまちづくり審議会障害者福祉部会」等の機会を通して連携を深めるとともに、地域住民やボランティアなどの地域福祉活動との連携・協働体制づくりを進めていきます。

## 第2節 保健、医療との連携

障害のある人のニーズが多様化する中、また、重度障害者への適切な対応や内部障害、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、自閉症、発達障害など新たな障害への対応が求められる中、障害のある人の地域生活を支えるサービスにおいても、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービス提供が必要となります。そのため、「健康と福祉のまちづくり審議会」を活用し、医療機関、サービス提供事業者、関係各課等の保健・医療・福祉の連携を強化します。

## 第3節 庁内推進体制の整備

障害者福祉施策については、教育、就労、保健・医療、都市計画など全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。